

(証券コード 3174)
2019年11月 8 日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目16番1号
株式会社ハピネス・アンド・ディ
代表取締役社長 田 泰夫

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月27日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご送付いただきたくお願ひ申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月28日（木曜日） 午前10時（開場午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館9階 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項

第29期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）

事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.happiness-d.co.jp>）に掲載させていただきます。

ご出席の株主様へのお土産は、昨年より廃止させていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(自 2018年9月1日)
(至 2019年8月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復局面にあるものの、米中貿易摩擦の長期化などにより、企業業績の先行き不透明感が強まっております。一方で、個人消費は、持ち直しの動きが続いているものの、消費増税が控える中で、消費者の節約志向も強まり、力強い回復には至っておりません。また、景気回復基調が続く中、人材採用難の長期化が大きな経営課題となっております。

このような状況下、当社は、厳選した新規出店と既存店対策、新業態店 Le Bonheur Parfait（ル・ボヌール パルフェ）の拡大、E C（ネット通販）事業における競合対策の強化等を当事業年度の重点課題として取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、11月に津南店、3月に Le Bonheur Parfait トレッサ横浜店、4月に Le Bonheur Parfait 名取店、同春日部店を新規出店したことで、当事業年度の新規出店は4店舗となり、期末店舗数は80店舗となりました。また、ファッショビルへの出店第1号として、2019年9月に津田沼パルコへ出店することを決定いたしました。

既存店舗の活性化につきましては、下妻店、長岡店、甲府昭和店、松本店、新小松店、長久手店、神戸店、むさし村山店、名取店、成田店の合計10店舗の改裝を実施いたしました。

営業施策につきましては、値ごろ感のある価格帯の商品拡充を継続し、売れ筋の高額ナショナルブランドの販売強化にも努め、時計フェアやアウトレットセール等の販促企画を実施いたしました。

オリジナルブランド商品につきましては、シーズンの新作リリースにあわせたファッション誌への掲載を行いました。さらにラボグロウンダイヤモンド商品の店頭での取り扱いを開始するなどの施策を実施いたしました。

新事業といいたしましては、ブランド品買取事業者数社と協業または業務提携を行い、紹介手数料収入に加えて、下取りに伴う当社商品の販売機会の拡大を図っております。

また、オリジナルブランド商品の卸売事業への布石として、2月に開催された第87回東京インターナショナルギフトショーへ、バッグ・財布小物を中心としたブースを出店し、パートナーの選定と事業の具体化に向けての準備を進め、5月より一部小売事業者へ向けてオリジナルブランド商品の卸売りを開始いたしました。さらに、オリジナルブランド商品の百貨店販売への布石として、人気エリアにある百貨店にて期間限定ショップを出店し、販路の拡大及び知名度向上に努めました。

ECにつきましては、前年度に引き続き買い上げ率向上へ向けての施策や大手通販サイト内の店舗の強化を図り、10月からはアウトレット商品の取り扱いを開始いたしました。また、一部商品について物流の外注化を開始し、業務効率と運営コストの改善を図りました。

従業員のモチベーションアップにつながる施策につきましては、前年度に引き続き、すべての準社員・正社員を対象としたストックオプションを発行するとともに、店舗スタッフの表彰基準の拡大などを実施いたしました。

商品部門別の売上の状況は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、店頭での各種販売キャンペーンに加え、人気商品の展開やオリジナルブランド商品を強化したこと、及び、ラボグロウンダイヤモンド商品の導入と下期からの商品ライン拡大により、売上高 3,444,695千円（前事業年度比1.6%増）となりました。

- ・時計は、展開強化を図った海外ブランドの販売が好調に推移し、売上高 6,558,288千円（同 1.7%増）となりました。

- ・バッグ・小物は、海外主力ブランドの販売フェアを強化したことに加え、新規ブランドの導入や、人気の財布の展開を強化したことにより、売上高 10,757,066千円（同 2.4%増）となりました。

2019年1月15日に開示いたしました「元従業員による不正行為に関する調査結果のお知らせ」のとおり、不正行為による被害総額 54,570千円を、第1四半期会計期間において、店舗盗難損失として特別損失に計上いたしております。また、外部の弁護士等を含む調査委員会を設置したことにより、不正調査費用 17,391千円が発生し、第2四半期会計期間に販売費及び一般管理費に計上いたしております。

さらに、閉店予定店舗2店舗の減損損失 2,879千円を、特別損失に計上いたしております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高 20,760,050千円となり、前事業年度売上高 20,330,900千円に対し 2.1%増となりました。営業利益は上記不正

調査費用の発生があったものの、販売費及び一般管理費の削減に努めたことで544,448千円となり、前事業年度営業利益 516,531千円に対し 5.4%増となりました。同様に、経常利益は 521,646千円となり、前事業年度比 5.5%増となりました。当期純利益は閉店予定店舗の減損損失及び上記不正行為による被害額 54,570千円を特別損失に計上したことにより 269,221千円となりましたが、前事業年度当期純利益 270,599千円に対し、 0.5%減に留めることができました。

(今後の見通し)

今後の見通しにつきましては、企業業績・雇用の改善が続く中で、景気回復基調が持続するものの、2019年10月より消費税の増税が実施され、個人消費は先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような環境において当社は、あらたに2020年8月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定いたしました。新規出店を厳選化しつつ、不振店対策を強化し、既存店収支の向上を図るとともに、商品仕入れ方針の見直しを行い、在庫管理手法の改善を通じて在庫回転率の向上に取り組んでまいります。また、引き続き従業員の働き方改革や社会貢献活動等を通じた企業イメージの向上に取り組むとともに、自社商品ブランド Happy Candle (ハッピー キャンドル) 及び H&D (エイチ アンド ディ) の確立を図ってまいります。EC事業につきましては、引き続き販売体制の改善と実店舗支援、競合EC店対策の強化に取り組んでまいります。

さらに、前事業年度より重点課題としている、役職者の育成を目的とした研修の実施、生産性向上を目的としたエリア単位の研修の実施とあわせて、新入社員の入社時本社研修を実施してまいります。これにより、全社的な交流の場作りを積極的に進め、人材育成の強化に努めてまいります。また、従業員の待遇改善策につきましては、今後とも積極的に取り組んでまいります。

通期の業績の見通しといいたしましては、売上高 21,490百万円（当事業年度比3.5%増）、営業利益 546百万円（同0.3%増）、経常利益 524百万円（同0.5%増）、当期純利益 286百万円（同6.3%増）を見込んでおります。

また、上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

・新規出店（ブランドショップハピネス津南店、Le Bonheur Parfaitトレッサ横浜店・名取店・春日部店）に伴う造作・附属設備等への投資実施（投資金額99,643千円）

・既存店（ブランドショップハピネス下妻店、長岡店、甲府昭和店、松本店、新小松店、長久手店、神戸店、むさし村山店、名取店、成田店、本社）改裝等に伴う設備投資（投資金額76,720千円）

② 当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、廃棄、滅失

・既存店（ブランドショップハピネス成田店・神戸店・長岡店・名取店）改裝等に伴う造作・附属設備等の廃棄（損失金額2,623千円）

(3) 資金調達の状況

① 当事業年度中の金融機関からの借入、返済状況

金融機関から2,050百万円借入れ、1,903百万円返済いたしました。

② 当事業年度中の金融機関を引き受け先とした私募債の発行、償還状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりと認識しております。

① 積極的な店舗展開

当社は、将来の成長を見据えた新規店舗の積極的展開が欠かせないと認識しており、商圈人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSC（ショッピングセンター）を中心に、主として大型及び中型店舗を出店してまいりました。

今後においても、同様の出店方針に基づき、新規出店を行っていきたいと考えております、SCより出店要請の多い中型店舗の出店を中心に、店舗網の拡大を図ってまいります。

また、今後の多店舗展開を図るうえで、多様な店舗の開発は重要な課題であり、Le Bonheur Parfait（ル・ボヌール パルフェ）を中心に新業態店舗の開発に積極的に取り組んでまいります。

② 既存店の活性化

当社は、成長性、安定性を支えるものとして、新店の積極展開と並んで、既存店の活性化が極めて重要であると認識しております。このため、積極的に改

装を実施し、既存店の活性化を図ってまいります。資本効率の劣る店舗については、退店も視野に、区画変更・賃貸借条件見直し等を積極的に推進してまいります。

また、店舗管理体制として、2019年9月より営業部を4部体制に改編し、エリアマネージャー制度とともに、迅速な意思決定と細かなフォローができる体制といたしましたが、今後も随時見直しを行い、店舗と本社間のコミュニケーションのいっそうの強化を図るとともに、店舗スタッフのマネージャー、マネージャー候補への登用により、今後の店舗運営を担う幹部社員の育成を図ってまいります。

③ マーチャンダイジングの強化

当社は、お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップを目指して、お客様のニーズに合致した商品構成を図ってまいりました。今後さらにその充実を図るために、消費動向の把握や流行の研究等に努め、売れ筋商品の充実のほか新規商品の導入等を図ってまいります。

また、オリジナルブランドとして、これまでの Happy Candle に加えて、H & D を展開しております。 Happy Candle のリーズナブルファッショナーラインに、H&D のプレミアムラインを加えております。

④ EC事業の拡大

当社は、おもてなしの接客、お客様の立場でのご提案を店舗運営の基本コンセプトとしておりますが、昨今のネット通販の急速な拡大を踏まえると、お客様の利便性の向上及び当社の成長機会の拡大のためには、実店舗の信頼性を生かしたネット通販事業の早急な対応が必要であると考えております。

今後の当該事業の拡大に向けて、販売体制の強化、顧客接点の創出・強化、オムニチャネル化の推進、出荷業務のアウトソーシングを含めた業務の効率化及び実店舗のアウトレットとしての機能強化を図ってまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社は、事業の拡大を図るためには、計画的な人材の確保と育成が重要な要素であると考えております。労働環境の変化に対応するため、より実効的な採用方法の検討、採用対象の拡大等はもとより、応募動機につながる給与水準の見直し、従業員に対する譲渡制限付株式報酬の付与等の福利厚生施策の拡充等にも取り組んでおります。

また、育成体制の強化を進めるべく、入社時の集合研修の実施、役職者育成のための本社研修及び生産性向上のためのエリア研修に注力しております。

⑥ 接客力・提案力の向上

当社は、「一流のおもてなし」と「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できるような店づくりを目指しております。このため、お客様への接客力や商品提案力を強化することを重要な課題と位置づけ、現場での実

践のほか、各種研修を通してその向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第26期	第27期	第28期	第29期 (当事業年度)
		2016年8月期	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
売上高(百万円)		17,028	19,144	20,330	20,760
経常利益(百万円)		118	497	494	521
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)		△214	212	270	269
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)		△84.78	84.42	108.64	108.81
総資産額(百万円)		9,296	9,664	9,961	10,719
純資産額(百万円)		1,950	2,107	2,343	2,576
1株当たり純資産額(円)		751.64	822.67	913.98	998.28

(注) 1 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式総数で、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数でそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2019年8月31日現在)

当社の事業内容は、インポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売であり、主として大都市周辺部及び地方都市の大型ショッピングセンターに、セレクトショップとして「ハピネス」、「GINZA Happiness」、「Le Bonheur Parfait (ル・ボヌール パルフェ)」の店舗を出店しております。

また、2016年8月期よりEC事業に本格参入し、自社公式通販サイトのほか、Yahoo・楽天等のショッピングサイトに出店しております。

オリジナルブランド商品として、Happy Candleに加えて、H&Dを展開しております。

(8) 主要な事業所

(2019年8月31日現在)

地域	事業所の名称	所在地
	本社	東京都中央区
北海道地区 (4店舗)	ハピネス札幌店	北海道札幌市清田区 イオンモール札幌平岡内
	ハピネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
	ハピネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
東北地区 (10店舗)	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内
	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
	ハピネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
	Le Bonheur Parfait 名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内《当期新設》
	ハピネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内
	ハピネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
	ハピネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
	ハピネス天童店	山形県天童市 イオンモール天童内
関東地区 (25店舗)	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
	ハピネ斯下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
	ハピネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
	GINZA Happiness 鹿嶋店	茨城県鹿嶋市 ショッピングセンター チェリオ内
	ハピネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
	ハピネス土浦店	茨城県土浦市 イオンモール土浦内
	ハピネス高崎店	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内
	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンkaze内
	Le Bonheur Parfait イオンレ イクタウンmori店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンmori内
	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内
	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口前川内

地域	事業所の名称	所 在 地
関東地区 (25店舗)	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内
	Le Bonheur Parfait 春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内《当期新設》
	GINZA Happiness 新三郷店	埼玉県三郷市 ららぽーと新三郷内
	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぽーと富士見内
	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
	ハピネス千葉ニュータウン店	千葉県印西市 イオンモール千葉ニュータウン内
	ハピネス幕張新都心店	千葉県千葉市美浜区 イオンモール幕張新都心内
	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
	ハピネス座間店	神奈川県座間市 イオンモール座間内
	Le Bonheur Parfait トレッサ 横浜店	神奈川県横浜市港北区 トレッサ横浜内《当期新設》
	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日の出町 イオンモール日の出内
中部地区 (12店舗)	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内
	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内
	ハピネス浜松店	静岡県浜松市西区 イオンモール浜松志都呂内
	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
	ハピネス富士宮店	静岡県富士宮市 イオンモール富士宮内
	ハピネス岡崎店	愛知県岡崎市 イオンモール岡崎内
	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋市港区 イオンモール名古屋茶屋内
	ハピネス常滑店	愛知県常滑市 イオンモール常滑内
	ハピネス長久手店	愛知県長久手市 イオンモール長久手内
関西地区 (9店舗)	ハピネス草津店	滋賀県草津市 イオンモール草津内
	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内
	ハピネス京都桂川店	京都府京都市南区 イオンモール京都桂川内
	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内
	ハピネス茨木店	大阪府茨木市 イオンモール茨木内

地域	事業所の名称	所 在 地
関西地区 (9店舗)	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内
	ハピネス大和郡山店	奈良県大和郡山市 イオンモール大和郡山内
	ハピネス和歌山店	和歌山県和歌山市 イオンモール和歌山内
	ハピネス津南店	三重県津市 イオンモール津南店内 《当期新設》
中国・四国 地区 (9店舗)	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内
	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内
	ハピネス広島祇園店	広島県広島市安佐南区 イオンモール広島祇園内
	ハピネス広島府中店	広島県安芸郡府中町 イオンモール広島府中内
	ハピネスおのだ店	山口県山陽小野田市 おのだサンパーク内
	ハピネス綾川店	香川県綾歌郡綾川町 イオンモール綾川内
	ハピネス新居浜店	愛媛県新居浜市 イオンモール新居浜内
	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内
	ハピネス徳島店	徳島県徳島市 イオンモール徳島内
	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
九州・沖縄 地区 (11店舗)	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
	ハピネス福津店	福岡県福津市 イオンモール福津内
	ハピネス福岡店	福岡県糟屋郡粕屋町 イオンモール福岡内
	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
	ハピネス延岡店	宮崎県延岡市 イオン延岡内
	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内
合計	80店舗	

(9) 従業員の状況

(2019年8月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
295名	2名増	39.0歳	6.68年

(注) 上記には取締役8名、臨時従業員160名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

(2019年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	889百万円
株式会社三井住友銀行	811百万円
株式会社千葉銀行	656百万円
株式会社商工組合中央金庫	631百万円
株式会社京葉銀行	613百万円
株式会社三菱UFJ銀行	525百万円
株式会社常陽銀行	438百万円
株式会社東日本銀行	217百万円
株式会社りそな銀行	186百万円
株式会社三重銀行	160百万円
株式会社北陸銀行	147百万円
三井住友信託銀行株式会社	95百万円
日本生命保険相互会社	12百万円
計	5,385百万円

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、NPO法人 児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口である、子ども虐待防止のための広報・啓発活動「オレンジリボン運動」を支援しております。

2. 会社の株式に関する事項（2019年8月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,532,400株

(3) 株主数 3,665名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
田 泰夫	780,800株	31.55%
田 篤史	570,000	23.03
有限会社D E N	180,000	7.27
田 啓子	70,000	2.82
田 裕行	69,700	2.81
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	38,800	1.56
新沼 吾史	16,200	0.65
大城 稔	9,400	0.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	8,700	0.35
井上 知恵子	8,100	0.32

(注) 1 当社は、自己株式を58,249株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行年月日	保有者	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価額	新株予約権1個当たりの株式数	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2013年1月31日(第1回)	取締役(監査等委員を除く。)4名	94個	普通株式 18,800株 (注)	143,900円	200株 (注)	1円	2013年2月1日から2043年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2014年1月31日(第2回)	取締役(監査等委員を除く。)4名	94個	普通株式 18,800株	144,800円	200株	1円	2014年2月1日から2044年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2015年1月30日(第3回)	取締役(監査等委員を除く。)5名	100個	普通株式 20,000株	125,000円	200株	1円	2015年1月31日から2045年1月30日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2016年1月29日(第4回)	取締役(監査等委員を除く。)5名	89個	普通株式 17,800株	108,200円	200株	1円	2016年1月30日から2046年1月29日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2017年1月31日(第5回)	取締役(監査等委員を除く。)5名	89個	普通株式 17,800株	97,700円	200株	1円	2017年2月1日から2047年1月31日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2018年1月10日(第7回)	取締役(監査等委員を除く。)5名	72個	普通株式 14,400株	272,000円	200株	1円	2018年1月11日から2048年1月10日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。
2019年1月9日(第10回)	取締役(監査等委員を除く。)5名	200個	普通株式 20,000株	49,700円	100株	1円	2019年1月10日から2049年1月9日まで。 上記期間内において、取締役等の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで。

(注) 当社は2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権1個当たりの株式数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行年月日	交付者	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価額	新株予約権1個当たりの株式数	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間	行使条件
2018年10月1日 (第9回) Aタイプ	従業員 186名	1,116個	普通株式 11,160株	8,990円	10株	1円	2021年10月 1日から 2022年8月 31日まで。	(注)
2018年10月1日 (第9回) Bタイプ	従業員 94名	942個	普通株式 9,420株	8,710円	10株	1円	2023年10月 1日から 2024年8月 31日まで。	(注)

(注)

- ①新株予約権者は、当社の役員または従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合（死亡した場合を含む。ただし、当社の取締役会が正当な事由があると認めた場合を除く。）、当該喪失した時点以降、その保有する新株予約権を行使することができない。
- ②新株予約権者が、権利行使時点で当社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定またはこれに準ずる事由がないこととする。
- ③新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできない。
- ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

2019年8月31日現在

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田 泰 夫	代表取締役社長	—
井 上 知 恵 子	取締役副社長	—
田 篤 史	取締役情報推進部長	—
追 川 正 義	取締役経営企画室長	—
相 澤 秀 一	取締役経理部長	—
山 本 信 行	取締役(常勤監査等委員)	—
長 谷 川 正 和	取締役(監査等委員)	長谷川正和税理士事務所所長 株式会社オペレーション代表取締役 株式会社イノベーション社外取締役 フュージョン株式会社 社外監査役
川 崎 隆 治	取締役(監査等委員)	マネジメント・オフィスかわさき代表

- (注) 1 取締役(監査等委員)長谷川正和氏及び川崎隆治氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)長谷川正和氏は、税理士であり、税理士事務所と経営コンサルティング会社を経営しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 取締役(監査等委員)川崎隆治氏は、特定社会保険労務士としてマネジメント・オフィスかわさき代表に就任しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(常勤監査等委員)山本信行氏、取締役(監査等委員)長谷川正和氏及び川崎隆治氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額となっております。
- 5 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本信行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6 取締役(監査等委員)長谷川正和氏及び川崎隆治氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	役 員 報 酬
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (一)	99,420千円 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	7,830千円 (3,330千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	2,990千円 (990千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (2名)	110,240千円 (4,320千円)

- (注) 1 当社は、2018年11月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
- 2 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2004年10月28日開催の第14回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- また、2012年11月29日開催の第22回定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額2,000万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行

- することにつき、決議をいただいております。
- 4 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額2,000万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。
 - 5 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権にかかる当事業年度中の費用計上額（取締役12,570千円）を含んでおります。
 - 6 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2011年11月25日開催の第21回定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議いただいております。
 - 7 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議いただいております。

（3）社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 長谷川 正和

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション社外取締役及びフュージョン株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

A. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には定時取締役会が12回、臨時取締役会が6回（うち決算取締役会1回）開催され、同取締役は定時取締役会に12回、臨時取締役会に6回出席しましたので出席率は100%で、税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から毎回発言しております。

B. 監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度には監査役会が5回、監査等委員会が10回開催されました。同取締役は全ての監査役会5回、監査等委員会10回に出席（100%）しており、税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から毎回発言しております。

ハ. 法令または定款に違反する事実その他の不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度中の2018年12月に元従業員による不正行為が判明いたしました。在任していた同取締役は、発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また発覚後は、社内調査委員会委員として真相解明等に当たるとともに、内部統制のさらなる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

② 取締役（監査等委員） 川崎 隆治

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役川崎隆治氏は、マネジメント・オフィスかわさき代表を兼務しております。なお当社と当該法人等との間に資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動

A. 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度には定時取締役会が12回、臨時取締役会が6回（うち決算取締役会1回）開催され、同取締役は定時取締役会に12回、臨時取締役会に6回出席しましたので出席率は100%で、特定社会保険労務士としての専門的見地から毎回発言しております。

B. 監査役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度には監査役会が5回、監査等委員会が10回開催されました。同取締役は全ての監査役会5回、監査等委員会10回に出席（100%）しており、特定社会保険労務士としての専門的見地から毎回発言しております。

ハ. 法令または定款に違反する事実その他の不当な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当事業年度中の2018年12月に元従業員による不正行為が判明いたしました。在任していた同取締役は、発覚まで当該事実を認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりました。また発覚後は、内部統制のさらなる強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,800千円

(注) 上記の報酬等の額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について監査法人との契約において明確に区分せず、かつ、実質的にも区分出来ないため、双方あわせて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っており、概要はつぎのとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ②法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- ③内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- ④法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ⑤反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ②株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ③情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心とし、その推進を図る。
- ②平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
- ③リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「組織規程」、「業務分掌規程」等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
 - ②取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ③経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
 - ④取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ②当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ②当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
 - ③当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - ②取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ③当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
 - ④監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
 - ⑤重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制に関する決定内容に基づいて、その適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要はつぎのとおりです。

1. コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社では、全社的なコンプライアンス、リスク管理に関する協議を行う機関として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催いたしております。当事業年度は同委員会において、金融商品取引法改正に伴う「フェア・ディスクロージャー・ルール」、日本取引所自主規制法人策定の「上場会社における不祥事対応のプリンシパル」及び東京証券取引所作成の「2018年度における不適正な開示の発生状況について」に関する勉強会を実施したほか、緊急連絡網の整備と運用の実施、偽造クレジットカードの使用防止対策、継続的な主要取引先信用調査等を実施いたしました。また、コンプライアンス意識のいっそうの向上を図るため、管理職研修等の場を通じて、継続的に教育・啓蒙に努めました。

2. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告するとともに、取締役は定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性を高めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については、定めておりません。

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,802,554	流動負債	4,188,221
現金及び預金	2,580,592	支払手形	20,480
売掛金	1,346,135	買掛金	675,448
商品	4,704,574	電子記録債務	612,345
貯蔵品	110,073	短期借入金	300,000
前払費用	58,276	1年内返済予定の長期借入金	1,726,203
その他の	2,902	未払金	323,468
固定資産	1,916,694	未払費用	153,865
有形固定資産	1,044,237	未払法人税等	135,474
建物	1,893,155	未払消費税等	67,574
構築物	388	前受金	17,328
工具、器具及び備品	1,574,532	預り金	58,144
リース資産	27,013	賞与引当金	88,700
建設仮勘定	555	ポイント引当金	5,130
減価償却累計額及び減損損失累計額	△2,451,407	資産除去債務	3,917
無形固定資産	18,028	その他の	140
ソフトウェア	18,028	固定負債	3,954,962
投資その他の資産	854,428	長期借入金	3,359,654
投資有価証券	50,089	資産除去債務	209,341
出資金	50	長期未払金	385,967
長期前払費用	95	負債合計	8,143,184
敷金及び保証金	623,566	純資産の部	
繰延税金資産	115,606	株主資本	2,476,280
長期預金	65,019	資本金	325,397
資産合計	10,719,248	資本剰余金	312,747
		資本準備金	302,397
		その他資本剰余金	10,350
		利益剰余金	1,893,912
		利益準備金	1,670
		その他利益剰余金	1,892,242
		別途積立金	255,403
		繰越利益剰余金	1,636,838
		自己株式	△55,776
		評価・換算差額等	△6,368
		その他有価証券評価差額金	△6,368
		新株予約権	106,152
		純資産合計	2,576,064
		負債及び純資産合計	10,719,248

損益計算書

(自 2018年9月1日)
(至 2019年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,760,050
売 上 原 価	15,943,629
売 上 総 利 益	4,816,420
販売費及び一般管理費	4,271,972
當 業 利 益	544,448
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	129
受 取 配 当 金	1,068
受 取 保 険 金	426
業 務 受 託 料	884
協 賛 金 収 入	787
そ の 他	2,315
當 業 外 費 用	5,612
支 払 利 息	25,596
そ の 他	2,817
經 常 利 益	28,414
特 別 損 失	521,646
固 定 資 産 廃 棄 損	2,623
減 損 損 失	2,879
店 舗 閉 鎖 損 失	2,569
店 舗 盗 難 損 失	54,570
稅 引 前 当 期 純 利 益	62,642
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	459,004
法 人 稅 等 調 整 額	189,330
当 期 純 利 益	452
	189,783
	269,221

株主資本等変動計算書

(自 2018年9月1日)
(至 2019年8月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本									
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	325,397	302,397	10,350	312,747	1,670	255,403	1,424,522	1,681,596	△55,775	2,263,965
当期変動額										
剰余金の配当							△56,905	△56,905		△56,905
当期純利益							269,221	269,221		269,221
自己株式の取得									△0	△0
新株予約権の発行										-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	212,315	212,315	△0	212,314
当期末残高	325,397	302,397	10,350	312,747	1,670	255,403	1,636,838	1,893,912	△55,776	2,476,280

(単位 : 千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,628	△2,628	81,830	2,343,167
当期変動額				
剰余金の配当				△56,905
当期純利益				269,221
自己株式の取得				△0
新株予約権の発行			24,322	24,322
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,739	△3,739		△3,739
当期変動額合計	△3,739	△3,739	24,322	232,897
当期末残高	△6,368	△6,368	106,152	2,576,064

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

イ. 商 品

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

ロ. 貯蔵品

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～15年

構築物 10年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

均等償却によっております。なお、主な償却期間は10年であります。

④ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

ハ. ポイント引当金

メンバーズカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上しております。

⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(3) 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	500,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	200,000千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,532,400	—	—	2,532,400

② 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	58,248	1	—	58,249

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取1株による増加分であります。

③ 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月29日 定時株主総会	普通株式	56,905	23	2018年8月31日	2018年11月30日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	64,327	26	2019年8月31日	2019年11月29日

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における当社から発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	131,600株
------	----------

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	27,159千円
商品評価損	24,271千円
税務上の繰延資産	7,422千円
未払法定福利費	4,146千円
未払事業税	10,004千円
資産除去債務	65,300千円
減損損失	57,851千円
ポイント引当金	1,570千円
新株予約権	32,503千円
その他	25,030千円
繰延税金資産小計	255,262千円
評価性引当額	△102,581千円
繰延税金資産合計	152,681千円
繰延税金負債	
建設協力金	△29千円
資産除去債務に対応する除去費用	△37,045千円
繰延税金負債合計	△37,074千円
繰延税金資産純額	115,606千円

(6) 金融商品の時価開示に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、長期末払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、「与信管理規程」に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、70%が特定の大口顧客に対するものであります。

⑥ 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	2,580,592	2,580,592	—
(2)売掛金	1,346,135	1,346,135	—
(3)投資有価証券	48,489	48,489	—
(4)敷金及び保証金	623,566	623,566	—
(5)長期預金	65,019	65,019	—
資産計	4,663,803	4,663,803	—
(1)支払手形	20,480	20,480	—
(2)買掛金	675,448	675,448	—
(3)電子記録債務	612,345	612,345	—
(4)短期借入金	300,000	300,000	—
(5)未払金（※1）	71,265	71,265	—
(6)未払法人税等	135,474	135,474	—
(7)長期借入金（※2）	5,085,857	5,081,527	△4,329
(8)長期未払金（※3）	638,169	654,647	16,477
負債計	7,539,040	7,551,188	12,147

（※1）未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を除いております。

（※2）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）長期未払金は1年内支払予定の長期未払金の金額を含め、未払金から除いております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価額によっております。

（4）敷金及び保証金

これらの時価は、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（5）長期預金

長期預金の時価については、取引金融機関から提示された価額によっております。

負債

（1）支払手形、（2）買掛金、（3）電子記録債務、（4）短期借入金、（5）未払金、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（7）長期借入金、（8）長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行、新規借入又はリース等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,600

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

(7) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 998円 28銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 108円 81銭 |
| ③ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 102円 69銭 |

(8) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(9) その他の注記

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物等	茨城県鹿嶋市
店舗	建物等	大阪府茨木市

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,879千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物2,329千円、工具、器具及び備品549千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転用可能な資産以外は、売却可能性が見込めないため回収可能価額を零としております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を開店時から15年と見積り、割引率は0.000%～1.875%の利
率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の増減

期首残高	206,772千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,160千円
時の経過による調整額	1,119千円
資産除去債務の履行による減少額	△794千円
期末残高	213,259千円

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

株式会社ハピネス・アンド・ディ
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤原 由佳㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハピネス・アンド・ディの2018年9月1日から2019年8月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、元従業員による不正行為が2018年12月に判明しましたが、ほかの店舗において類似の不正行為は発見されませんでした。監査等委員会としては、再発防止策の実施状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月23日

株式会社ハピネス・アンド・ディ 監査等委員会

監査等委員（常勤）

山本 信行 印

監査等委員

長谷川 正和 印

監査等委員

川崎 隆治 印

(注) 監査等委員、長谷川正和及び川崎隆治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えております、継続的な安定配当を基本方針といたします。

内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。

配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、段階的に30%程度に引き上げてまいります。ただし、急激な経営環境の悪化による著しい業績低迷時を除き、1株当たり年間配当額15円を最低額といたします。

このような方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額64,327,926円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年11月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	でん やすお 田 泰夫 (1947年10月24日生)	1967年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社デンに社名変更）入社 1978年7月 同社取締役 1990年9月 当社設立 代表取締役社長（現任）	780,800株
2	でん あつし 田 篤史 (1972年11月13日生)	1992年4月 当社入社 2002年10月 当社取締役エリアマネージャー 2005年6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年7月 当社常務取締役総務部長 2008年3月 当社取締役経営企画部長 2009年1月 当社取締役営業本部長 2010年12月 当社取締役営業部長 2015年9月 当社取締役事業推進部長 2018年1月 当社取締役情報推進部長（現任）	570,000株
3	おいかわ まさよし 追川 正義 (1950年8月11日生)	1980年9月 岡三証券株式会社入社 1986年1月 東京証券株式会社（現東海東京証券株式会社）入社 2003年3月 株式会社夢真入社 2004年8月 東京C R O株式会社入社 2010年11月 当社入社 経営企画室長 2011年6月 当社取締役経営企画室長（現任）	1,800株
4	あいざわ ひでかず 相澤秀一 (1953年11月6日生)	1977年3月 株式会社プリンセストラヤ入社 1992年8月 安芸産業株式会社入社 2004年7月 株式会社テンポスバスターズ入社 2006年6月 当社入社 2007年12月 当社経理部長 2010年12月 当社執行役員経理部長 2014年11月 当社取締役経理部長（現任）	3,300株
5	※ たかやす まさる 高安 勝 (1968年2月19日生)	1991年3月 日興通信株式会社入社 2005年12月 アデコ株式会社入社 2006年3月 株式会社ワンビシアーカイブズ入社 2010年9月 当社入社 2013年10月 当社執行役員人事部長 2015年3月 当社総務人事部長 2015年11月 当社取締役総務人事部長 2017年11月 当社執行役員総務人事部長（現任）	1,100株

(注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年8月31日現在のものであります。

4 取締役候補者 田 泰夫氏、田 篤史氏は、それぞれ当社の大株主であり親会社等に当たります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいており、また、当該報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2,000万円以内と設定することにつきご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬に代えて、対象取締役に対して、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭債権」という。）とし、その総額は、上記の目的及びこれまでの株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の枠を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬は廃止することとし、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

現在の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役は5名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、本議案の対象取締役は5名で員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室
電話：03-3667-9210



交通機関

- 地下鉄
 - 東京メトロ日比谷線・東西線 茅場町駅（8番出口より直結）
 - 東京メトロ銀座線・東西線、都営地下鉄浅草線
日本橋駅（D2出口）より徒歩5分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

ご出席の株主様へのお土産は、昨年より廃止させていただいております。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。